

香南清掃組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、組合職員の給与・定数管理等の公表を行います。

第1章 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況

区分	住民基本台帳人口	歳出額	人件費	人件費率	備考
23年度	112,030 人	685,180 千円	120,825 千円	17.6 %	

(2) 職員給与費の状況

区分	職員数	給与費				一人当たりの給与費	備考
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
23年度	17 人	61,866 千円	13,380 千円	19,454 千円	94,700 千円	5,570 千円	

(注) 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 24 年4月1日現在)

区分	職種	平均年齢		平均給料月額	
		年齢	歳	月額	円
香南清掃組合	一般行政職	48.6	歳	359,272	円
	技能労務職	36.2	歳	230,000	円
南国市	一般行政職	41.3	歳	329,940	円

<注> 1 「平均給料月額」とは、平成 24 年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
2 南国市は一般行政職の状況にて表記したものである。

(2) 初任給等の状況 (平成 24 年4月1日現在)

区分	香南清掃組合		国	
	一般職決定初任給	技能労務職初任給	一般職初任給	技能労務職初任給
大学卒	161,900 円	円	172,200 円	円
高校卒	140,400 円	137,200 円	140,100 円	円

(3) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 24 年4月1日現在)

職種	区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般職	大学卒	245,200 円	295,700 円	336,800 円
	高校卒	207,300 円	252,700 円	304,100 円
技能職	高校卒	198,800 円	223,800 円	246,300 円

3 職員の級別職員数の状況

(1) 職員の級別職員数の状況 (平成 24 年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 人	構成比 %	参考
				1年前の構成比%
1級	主事及び技師			
	技能職の職務	1	5.9	5.9
2級	主事及び技師			
	技能職の職務	6	35.3	35.3
3級	主事及び技師	1	5.9	5.9
4級	係長・班長。主幹・技幹の職務及びこれに相当する職務	9	52.9	52.9
5級	事務局次長・主監・技監の職務及びこれに相当する職務			
6級	事務局長の職務及びこれに相当する職務			

(注) 1. 香南清掃組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2. 平成19年に7級制から6級制に変更している。

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

香南清掃組合			国		
1人当たりの平均支給額 23 年度 1144 千円					
24 年度支給割合 期末手当 2.55 (月分)		勤勉手当 1.3 (月分)	24 年度支給割合 期末手当 2.6 (月分)		勤勉手当 1.35 (月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 15 %			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 25 %		

(2) 退職手当 (平成 24 年4月1日現在)

香南清掃組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2 ~ 20 %加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2 ~ 20 %加算		

(3) 特殊勤務手当 23 年度

支給実績	23 年度決算	133	千円
支給職員1人当たり平均支給年額	23 年度決算	7	千円
職員全体に占める手当支給職員の割合	23 年度決算	100	%
手当の種類		1	

(注) 可燃ごみ処理に当たる職員として、悪環境での作業をしいられるため。

(4) 時間外勤務手当

支給実績	23 年度決算	8,939	千円
職員1人当たり平均支給年額	23 年度決算	525	千円

(5) その他の手当 平成 24 年4月1日現在

区分	内容及び支給単価	国の制度と異同	支給実績 23 年度決算	支給職員1人当たり 平均支給年額 23 年度決算
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000 円 配偶者以外の 扶養親族 6,500 円	同じ	1,389 千円	198,428 円
住居手当	借家・借間居住者 基礎控除額 12,000 円 最高支給限度 額 27,000 円	同じ	1388 千円	277,600 円
通勤手当	交通用具使用者 2,000円(2km~5km)~最 高24,500円(60km以上) 交通機関等利用者 通勤等の額に相当する額 最高支給限度 額 55,000 円	同じ	408 千円	24,000 円
管理職手当	管理監督する地位にある職員 に支給 51,000 円		千円	円

5 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分	職員数		対前年度増減	主な増減理由
	23年度	24年度		
衛生部門	17	17	0	

(2) 年齢別職員構成の状況(各年4月1日現在)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60以上
23年度職員数		1			1	4	3	4		1	3	
24年度職員数		1				5	3	4		1	3	

第2章 職員の任用等の状況

(1) 採用者数

平成 23 年度採用数 7 名 平成 24 年度採用数 0 名

(2) 退職者数

平成 23 年度退職者数 0 名 但し、臨時的任用は除きます。

第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間及び週休日、休日

勤務日 月曜日から金曜日まで(午前8時15分から午後5時00分まで)
 週休日 日曜日及び土曜日
 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日
 施設を連続24時間運転稼働しており、ごみ処理専門職については、上記勤務日、時間を原則として、特別の形態勤務をおこなっております。

2 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

(1) 年次有給休暇 1暦年20日以内(20日以内の繰越を認める)

(2) 病気休暇 公務傷病によるもの150日以内
 一般の傷病によるもの 150日以内(結核性疾患は1年以内)

(3) 特別休暇

平成 24 年 4月 1日 現在

場 合	期 間
1 職員が選挙権その他公民としての権利 を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間

<p>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって組合長が定めるものにおける活動</p>	
<p>(3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
<p>5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>7日以内。ただし、原則として休暇を承認する期間は結婚の日を含む6週間以内とする。</p>
<p>6 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>7 女子職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</p>
<p>8 生後2年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
<p>9 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。)の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における5日の範囲内の期間</p>
<p>10 職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>職員の妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日の範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
<p>11 小学校の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして組合長が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
<p>12 要介護者の介護その他組合長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務をしないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間</p>
<p>13 職員の親族(別表2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間</p>

14 父母、配偶者及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
15 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間内における、週休日、条例第9条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
16 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
(1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業を行い、又は一時的に避難しているとき	
(2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	
17 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
18 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
19 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
20 女子職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合)	必要と認められる期間。ただし、2日を超えるときは、その超える期間については、第14条第1項第2号の規定による
21 妊娠障害	診断書により7日以内
22 長期勤務の節目として、心身のリフレッシュを行うことにより心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図ることにより職務の能率増進に務める	40歳及び50歳の誕生日の属する一暦年について40歳は3日間、50歳は5日間(ただし、週休日並びに休日及び代休日を除く。)
23 妊産婦である女子職員の健康診査及び保健指導(妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合)	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
24 妊娠中の女子職員の通勤緩和(妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。)	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

(4) 介護休暇 介護の対象者

- ・職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母
- ・同居の祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、孫

2週間以上の期間にわたり疾病等で、日常生活を営むのに支障がある者を介護するため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する1年の期間内につき承認する。(無給)

(5) 組合休暇

職員が任免権者の承認を受けて、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の業務に従事する場合において取得できる。1暦年につき30日を超えない範囲で、1日又は1時間単位で与えるものとする。(無給)

3 育児休業等

(1) 育児休業

職員が任免権者の承認を得て、当該職員の三歳未満の子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業することが出来る。(無給)

(2) 部分休業

職員が任免権者の承認を得て、当該職員の三歳未満の子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、一日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて一日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業することが出来る。

第4章 職員の服務状況

1 年次有給休暇の取得状況

平成 23	年次平均取得日数	16.6	日
-------	----------	------	---

2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

平成 23	年度取得者なし	0	日
-------	---------	---	---

3 病気休暇の取得状況

		取得者数	延べ取得日数
平成 23	年次	5	8 日

第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分

(平成 23 年度)

区 分	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合				
心身の故障の場合				
職に必要な適格性を欠く場合				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合				
刑事事件に関し起訴された場合				
合 計				0

2 懲戒処分

(1) 懲戒処分者数

(平成 23 年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
懲戒処分者数					0

(2) 処分の事由別状況

(平成 23 年度)

区分	給与・任用に関する不正	一般服務違反関係	一般非行関係	収賄等関係	道路交通法違反関係	監督責任	合計
処分等の事由別状況							0

第6章 職員の研修状況

(平成 23 年度)

実施主体	研修名	研修日数 (日)	受講者数 (人)
財)日本環境センター	廃棄物処理施設技術管理者認定講習	4	2
こうち人づくり広域連合	新人研修	4	7

第7章 職員の福祉について

1. 健康診断の実施

(1) 一般定期健康診断

2. 互助会(職員健康増進等事業実施)

3. 職員への作業服の貸与

第8章 職員の利益の保護について

1. 勤務条件に関する措置の要求の状況(公平委員会)

業務の状況	平成 23 年度
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定のうえ、必要な措置をとること	0

2. 不利益処分に関する不服申し立ての状況(公平委員会)

業務の状況	平成 23 年度
職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決または決定すること	0